

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団帰陽会が開設する介護老人保健施設にじの丘足柄（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要支援状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供について利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当事業所及び当事業所職員は、書面で行なうことが規定され、又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的記録により、交付・説明・同意・承諾・その他これに類するものを行うことができる。その際には、利用者又はその家族に対し、承諾を得るものとする。
- 9 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|------------------------|--------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設にじの丘足柄 | |
| (2) 所在地 | 神奈川県南足柄市岩原699 | |
| (3) 電話番号 | 0465-70-2222 | FAX番号 0465070-2111 |
| (4) 管理者名 | 堀口 徹 | |
| (5) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (1454380002号) | |

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

	(常勤換算数)	(職員数)
(1) 管理者	(1.0)	(1)
(2) 医師	(1.2) (老健含む)	(2)
(3) 介護職員	(7.8)	(12)
(4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	(2.0)	(7)
(5) 支援相談員	(0.5)	(1)

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、通所リハビリテーション利用者に対し利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から日曜日までの7日間を営業日とする。
- (2) 営業時間午前8時30分より午後5時までの営業とする。
営業日の午前9時30分から午後3時40分までを提供時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、35人とする。

- 2 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、通所リハ定員の内5人とする。

(事業の内容)

- 第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
 - 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
 - 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下とおりとす。
- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
 - (2) 食費負担、日用生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。
南足柄市、小田原市、大井町、松田町、山北町、開成町

(身体拘束等)

- 第12条 当事業所は、身体拘束廃止に関する指針を定め、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
指針の通り、委員会は3ヵ月に1回以上、研修会は年2回行う。なお、委員会の結果については介護職員、その他の従業員に周知徹底を図る。

(虐待の防止等)

- 第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥創対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥創が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥創対策指針を定め、その発生を防止する為の体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食事は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・火気の取扱いは、個人での使用は一切認めない。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご利用する。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、原則として本人又は家族での管理とする。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として本人又は家族の管理とする。事業所は責任を負わない。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者より指名選任された職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業者では、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続計画の見直しのための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業員に対する研修を定期的実施する。
 - 3 当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第18条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止及び発生時対応の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。又、利用者の家族・市町村・県等に連絡するとともに必要な措置を行う。
- 2 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業員に対する研修を定期的実施する。
 - 3 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第19条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第20条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所では、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第21条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団帰陽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防又はまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための担当者を設置し、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報保護)

第24条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第 25 条 当事業所のサービスに対しての苦情や要望、疑問については、相談室を窓口とし、支援相談員が受け付ける。その際には以下のことに留意し真摯に苦情対応等に当たる。

2 苦情申し立ての事実関係を速やかに調査し、把握すると共に記録する。

3 苦情対策会議を開催し、事実を周知し、原因を明らかにすることで対応策を講じ改善を図る。

4 苦情の申し立て者に対して、書面や口頭で説明を行なう。

5 苦情申し立てを受けたら、南足柄市や必要に応じては、申し立て者の保険者、居宅介護支援事業所の支援専門員などへ書面等による報告を行なう。

6 サービス利用契約の前には重要事項説明を行ない、苦情などの対応についても各方面相談窓口の案内も含め、丁寧に説明する。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示又は自由に閲覧できる形で配架するものとする。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団帰陽会介護老人保健施設にじの丘足柄の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 19 年 12 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 20 年 12 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 26 年 2 月 6 日に改定する。

運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 30 年 4 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 30 年 8 月 1 日に改定する。

運営規定は、平成 30 年 10 月 1 日に改定する。

運営規定は、令和 元年 10 月 1 日に改定する。

運営規定は、令和 2 年 1 月 31 日に改定する。

運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。

運営規定は、令和 4 年 3 月 1 日に改定する。

運営規定は、令和 4 年 10 月 1 日に改定する。

運営規定は、令和 6 年 6 月 1 日に改定する。